

平成 21 年度 基本施策

本年度は、改正建築士法に基づき、昨年 10 月 17 日、国土交通省より一級建築士の登録・閲覧等の事務を担う「中央指定登録機関」に指定されたこと、及び建築士に対する研修を会として課せられたこと等を踏まえ、次の 2 点を基本方針に掲げ、諸事業を実施する。

1 点目は、建築士法改正で新設された指定登録機関に関して、国会での審議過程で示唆された趣旨を重く受け止め、単なる事務的業務の遂行に止まらず、より公益性に資する幅広い社会的活動を関係機関、団体等の協力を得て、積極的に取り組む。
2 点目は、新しい建築士制度の円滑な運用に資するため、関係機関等と密接な連携を図るとともに、建築士の資質向上及び業務環境の改善に取り組む。

〔重点施策〕

アンダーラインは前年度に対する加筆・字句修正

1. 建築士の資質の維持・向上及び自律的監督の推進
2. 建築士の業務環境の改善に資する活動
3. 中央指定登録機関としての建築士の登録・閲覧等事務の円滑な運用
4. 継続能力開発(CPD)制度及び専攻建築士制度の社会的活用の推進
5. 地域実践活動の推進
6. 広報活動の積極的展開

平成 21 年度 事業計画

〔事業内容〕

1. 建築士関連制度等に係わる事業
 - (1) 建築士法等改正関連法令への対応
 - 1) 改正建築士法等の円滑な運用に対する協力
 - 2) 建築士法、建築基準法、建築基本法(制定提案)等関係法令の研究・提言
 - (2) 建築士の登録・閲覧事務
 - 1) 一級建築士、構造・設備設計一級建築士の登録・閲覧等事務の適正、円滑な実施
 - 2) 登録等に係わる対外広報活動
 - 3) 建築士会への支援、連絡、調整
 - (3) 公益社団法人への移行に伴う定款等改正への対応
 - (4) 建築士業務環境の改善
 - 1) 業務報酬基準・工事監理ガイドラインの周知徹底等設計・工事監理業務の適正化
 - 2) 四会連合協定・建築設計監理業務標準委託契約約款の改正
 - 3) 旧四会連合協定・民間工事請負契約約款の改正
 - (5) 国際間の諸問題の検討及び情報交流の推進
 - 1) 国際交流への対応
 - 2) 韓国・中国建築士資格者団体との協議会開催
 - 3) A P E C エンジニア・アーキテクトへの対応
 - 4) 建築設計監理業務等ハンドブックの検討
2. 建築士の資質の維持・向上に係わる事業
 - (1) 建築士に対する講習・研修の実施
 - 1) 講習会、研修会の開催・支援
 - 2) 会員作品展（連合会賞）の実施
 - 3) もの・まち・くらしづくり活動への支援
 - 4) 建築関係図書の発行
 - 5) 建築士の人材育成
 - (2) 継続能力開発制度の普及・推進
 - 1) 継続能力開発の推進
 - 2) CPD データ管理の合理化
 - 3) 行政機関での積極的活用へ向けた運動
 - 4) 継続能力開発制度オープン化へ向けての環境整備の推進
 - 5) 行政及び他団体との協力体制の確立
 - 6) 行政及び一般市民等社会への P R
 - (3) 専攻建築士制度の普及・推進
 - 1) 専攻建築士登録更新の推進
 - 2) 専攻建築士制度オープン化への検討
 - 3) 建築士会への支援、連絡、調整
 - 4) 一般市民等社会への P R
 - 5) 行政及び他団体との協議、調整の推進
3. 会員の指導、連絡、組織の強化に係わる事業
 - (1) 会員の指導、連絡、組織の強化
4. 地域実践活動に係る事業
 - (1) 社会的活動の推進
 - 1) 建築士の日(7月1日)事業実施への支援
 - 2) 建築士会等の災害対応活動への支援・協力
 - 3) 景観形成・まちづくり推進協議会への協力
 - 4) 新・建築士制度普及協会への協力
 - 5) 建築士会の景観整備機構設置への支援
 - (2) 実践活動の推進
 - 1) まちづくり活動の推進
 - 2) 青年建築士活動の推進
 - 3) 女性建築士活動の推進
 - (3) 地域貢献活動センターの活動強化
 - 1) 同センターへの支援
 - 2) 同センター未設置建築士会への対応
5. その他の事業
 - (1) 建築行政への協力
防災週間、まちづくり月間、違反建築防止等への協力
 - (2) (財)建築技術教育普及センターへの協力
 - 1) 建築士試験等実施への協力
 - 2) 建築士定期講習実施への協力
 - (3) 福利厚生
保険、年金制度等の加入促進
 - (4) 関係団体との連携協力及び共同活動
住宅瑕疵担保履行法施行に伴う保険法人との連携
 - (5) UIA2011 東京大会への対応